

官報

号外 昭和三十六年四月七日

第三十八回 参議院會議錄第二十号

昭和三十六年四月七日(金曜日)

午前十時五十分開議

議事日程 第十九号

昭和三十六年四月七日

午前十時開議

第一 地方税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第二 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、日程第一 地方税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一部を改正する法律案

○副議長(平井太郎君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨五日議長において、左の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員

同

地方行政委員

大蔵委員

大谷藤之助君

木暮武太夫君

西田 隆男君

塩見 俊二君

文教委員 石原幹市郎君
建設委員 鍋島 直紹君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

同

地方行政委員

大蔵委員

文教委員

建設委員

石原幹市郎君

塩見 俊二君

鍋島 直紹君

木暮武太夫君

大谷藤之助君

西田 隆男君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

決算委員会

理事 北條 尙八君(石田次男君の補欠)

議院運営委員会

理事 竹中 恒夫君(竹中恒夫君の補欠)

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

航空機工業振興法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

同日衆議院送付の左の内閣提出案を衆議院に回付した。

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

消防組織法の一部を改正する法律案

計量法等の一部を改正する法律案

同日本院は、裁判官訴訟委員太田正孝君の辭任を許可し、その補欠として左記の者を選任した旨本院事務総長から裁判官訴訟委員長及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、檢察官適格審査委員会本院議員栗山良夫君の議員辭職を許可したため同委員に欠員を生じたので同委員及びその予備委員を左記の通り選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、檢察官適格審査委員会本院議員栗山良夫君の議員辭職を許可したため同委員に欠員を生じたので同委員及びその予備委員を左記の通り選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、檢察官適格審査委員会本院議員栗山良夫君の議員辭職を許可したため同委員に欠員を生じたので同委員及びその予備委員を左記の通り選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、檢察官適格審査委員会本院議員栗山良夫君の議員辭職を許可したため同委員に欠員を生じたので同委員及びその予備委員を左記の通り選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、檢察官適格審査委員会本院議員栗山良夫君の議員辭職を許可したため同委員に欠員を生じたので同委員及びその予備委員を左記の通り選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、檢察官適格審査委員会本院議員栗山良夫君の議員辭職を許可したため同委員に欠員を生じたので同委員及びその予備委員を左記の通り選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、檢察官適格審査委員会本院議員栗山良夫君の議員辭職を許可したため同委員に欠員を生じたので同委員及びその予備委員を左記の通り選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、檢察官適格審査委員会本院議員栗山良夫君の議員辭職を許可したため同委員に欠員を生じたので同委員及びその予備委員を左記の通り選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、檢察官適格審査委員会本院議員栗山良夫君の議員辭職を許可したため同委員に欠員を生じたので同委員及びその予備委員を左記の通り選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、檢察官適格審査委員会本院議員栗山良夫君の議員辭職を許可したため同委員に欠員を生じたので同委員及びその予備委員を左記の通り選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、檢察官適格審査委員会本院議員栗山良夫君の議員辭職を許可したため同委員に欠員を生じたので同委員及びその予備委員を左記の通り選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、檢察官適格審査委員会本院議員栗山良夫君の議員辭職を許可したため同委員に欠員を生じたので同委員及びその予備委員を左記の通り選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、檢察官適格審査委員会本院議員栗山良夫君の議員辭職を許可したため同委員に欠員を生じたので同委員及びその予備委員を左記の通り選出した旨内閣に通知した。

同日本院は、国立国会図書館の館長に鈴木隆夫君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に鈴木隆夫君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に鈴木隆夫君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に鈴木隆夫君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に鈴木隆夫君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に鈴木隆夫君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に鈴木隆夫君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に鈴木隆夫君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に鈴木隆夫君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に鈴木隆夫君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に鈴木隆夫君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に鈴木隆夫君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に鈴木隆夫君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に鈴木隆夫君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に鈴木隆夫君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に鈴木隆夫君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。

政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

昨六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 二見 甚郷君

建設委員 米田 正文君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 米田 正文君

建設委員 二見 甚郷君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

内閣委員会 理事 小橋 治和君(石原幹市郎君の補欠)

法務委員会 理事 井川 伊平君(井川伊平君の補欠)

運輸委員会 理事 谷口 慶吉君(村上春蔵君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全造幣労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本国有林労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(アルコール専売労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄職能別労働組合連合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄新潟地方労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄金沢地方労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(新国鉄大阪地方労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国特定局労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵政労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国電気通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(新国鉄大阪地方労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国特定局労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国郵便労働組合関係)

○副議長(平井本郎君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、地方税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。安井自治大臣。

〔国務大臣安井謙君登壇、拍手〕

○国務大臣(安井謙君) 地方税法の一部を改正する法律案について、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

地方税制につきましては、数次の改正を行なつて参つたのでありますが、最近における住民負担の現状にかんがみ、さらにその軽減合理化を行なう必要があると存するのであります。ただ、地方財政は、経済の好況と財政健全化措置と相俟つて、逐次好転して参つておりますものの、地方行政水準はなお低く、これを引き上げていく必要もありませんので、地方税制については、このような地方財政の実態を考慮しつつ、住民負担の軽減合理化を実現するために所要の改正を行なうことといたしました。これがこの法律案を提案する理由でございます。

以下、法律案の概略について御説明を申し上げます。

その第一は、地方税制の自主性をさらに強化するために、国税の改正に基づく自動的影響をできるだけ遮断し、地方税として自主的な運営が行な

われるようにすることであり、そのために、個人の市町村住民税において、現在の五つの課税方式を整理して、いわゆる第二課税方式の本文とただし書きの二方式とし、これに所要の改正を加えることとしたのであります。この課税方式の改正によつて住民の負担には変動を来たさないように措置をされております。

また、個人の道府県住民税につきましても、市町村住民税の課税方式に対応して、その本文方式と同様の課税方式によることといたしております。

なお、勤労者については、住民税負担の現況にかんがみ、給与所得控除の引き下げを行なう等の減税を行なうことといたしております。

個人事業税においては、新たに白色申告者についても専従者控除を行ない、負担の軽減と均衡化をはかつております。

法人住民税、法人事業税については、国税たる法人税における耐用年数の改訂その他による減税は、原則として同じく減税を行なうとともに、国税における租税特別措置の整理合理化に関する改正は地方税にも適用することとし、そのほか、法人税における特別措置の範囲をこえて非課税等として

いるものを整理して、法人税と同様の取り扱いにする等の整理をはかることといたしております。

第二は、零細負担の排除を重点として、地方税の減税を行なうことでありまして、遊興飲食税においては、大衆負担の軽減をはかる見地から、飲食及び宿泊について、免税点をそれぞれ三百円から五百円に、八百円から千円に引き上げることとし、また、本税につきましては、その名称を料理飲食等消費税と改めることとしております。電気ガス税についても、新たに三百円の免税点制度を設けることとし、零細家庭の負担軽減をはかっております。

第三は、新道路整備計画の実施のための財源の充実をはかることでありまして、軽油引取税の税率を一万四百円から一万二千五百円に引き上げ、地方道路目的財源を充実することによりまして、第四は、税負担の均衡化の推進等、税制の合理化をはかることでありまして、住民税、事業税、娯楽施設利用税、遊興飲食税、自動車税、固定資産税、軽自動車税等につきまして、非課税規定等の整理合理化、税率の不均衡是正等を行なうことによりまして、

以上の改正による、普通税の減税額は、平年度におきまして三百一億円、初年度において百五十億円でございまして、改正による増収額を差し引きますと、平年度において二百二十六億円、初年度において九十八億円の減税に相なる見込みであります。

なお、別に目的税である軽油引取税の改正により、平年度四十四億円、初年度三十九億円の増収を予定しております。

以上が地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨でございます。

○副議長(平井太郎君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございまして、発言を許します。松永忠二君。

〔松永忠二君登壇、拍手〕

○松永忠二君 私は、日本社会党を代表し、ただいま提案になりました地方税法改正案について質問をいたしました。

まず、この法案の提出がはなはだしくおくれたこととあります。地方財政計画は、衆議院予算案審議の最終段階に出されました。ところが、それからまた一月おくれ、三月下旬、本法案が国会に提出されました。地方税法の改正が国会に提案される際に、三月に入って提案されたことは、三十一国会以来一度もありません。このため、衆参の予算、地方行政の委員会審議に、はなはだしい支障を与えたのであります。これは、遊興飲食税に対する政府与党の意見が対立したためで、二度にわたって閣議決定をするなど、右往左往醜態の限りでございました。池田総理のみなえの軽重を問われるべき性質のものであります。首相や自治大臣は、率直に遺憾の意を表明すべきであります。

り、今後かかる事態の起こらぬよう誓うべきであると思っておりますが、この点について、まず、総理、自治大臣にお考えをお聞きしたいのであります。

第二にお尋ねしたいのは、地方税減税と地方税法改正の基本的な態度であります。今度の地方税の減税は、国税の減税に比べて、はなはだ少ないのであります。減税が少ないだけではないに、法人中心の減税でもありません。法人については国税減税をはね返らせて、個人には、ほとんど一部を除いては減税を遮断しているのであります。従って、法人関係の減税は、初年度四十四億、平年度九十九億に対して、個人関係は、初年度一億余、平年度三十三億にすぎません。政府は、電気ガス税の免税点の創設と遊興飲食税の免税点の引き上げで、零細負担を排除したと言っておりますけれども、零細な定額電灯の税額十億の中の六億の減税であるのであります。ガスは、使用世帯の割にすぎないのであります。遊興飲食税は免税点の引き上げで、低所得者の減税ではあります。地方税は、課税の対象者も非常に多く、低所得者にも重い課税がかかるのであります。なお、超過課税、法定外普通税、税外負担もあるのですから、地方税で千三百八十億も増収の予想されている年にしましては、あまりに減税が少ないのであります。池田総理は、地方税の減税が国民の期待に沿ったものであると考えておられるのか、今後地方税の減税が必要だと考えておられるのか、この点についてお考えをお聞きしたいのであります。

次に、税制改正の基本的な方針であります。地方税が重いのに、減税のみにくい理由の第一は、地方の行政水準が低いこととあります。第二は、実質的な財源が与えられていないこととあります。その三は、地方財政にしろ寄せをされている国庫補助事業の多いこととあります。これらを解決するのに、どうしても税財政制度の改革が必要であります。特に、税制の改正にあたっては、国税を減じて地方税を増加する、交付税とか補助金のような依存財源は減少するというような根本的な方針を構立する必要があるものであります。しかるに、予算の編成期には、法人事業税の税率あるいは法人割を引き下げ、それに対応して国の法人税率を引き上げ、その増額分を貧弱団体に交付税として交付するとか、たばこ消費税を国へ移管して譲与税とする等が企てられておるのであります。これでは、国が腹を痛めないで地方団体内部でやりくりをさせる財源の調整であるのであります。地方税の独立税を国の支配下に置く税制の中央集権化であるのであります。この際、地方税法改正の基本的な方針について、大蔵大臣並びに自治大臣にお伺いしたいのであります。

た、税制調査会の答申を待つて抜本的な改正を行なうべきであり、それまでは財源調整的な地方税の手直しというよりなことは行なうべきではないと思っておりますが、両大臣から、この点についてのお考えも聞きたいのであります。

また、税財政制度の改正にあたっては、中央と地方がどう行政を分け合いか、それに応じてどう財源を分け合かが根本の問題であります。国、地方の行政再配分を行なうことは、市町村合併のほぼ完成した現在、政府の責任であります。池田総理はこれに対して、根本的な対策を立ててどうして実現しようかと考えておられるのか、この点についての御意見を聞きたいのであります。

第三にお尋ねしたいのは、住民税の改正についてであります。

住民税の課税方式は、従来第二方式本文及びただし書きに統一されまして、本文及びただし書きを比べると、同一程度の所得者が、他と比較して二倍、三倍の住民税を払わなければならないのであります。また、所得税の免税されている人たちが納税義務者に加えられるのであります。都市でとられておりますところの第一課税方式から改正の本文方式に移れば、金額には大した変更はありません。しかし、所得税の減税で所得割を納めなくて済む人が納税をしなければならなくなるのであります。

た、税制調査会の答申を待つて抜本的な改正を行なうべきであり、それまでは財源調整的な地方税の手直しというよりなことは行なうべきではないと思っておりますが、両大臣から、この点についてのお考えも聞きたいのであります。

また、税財政制度の改正にあたっては、中央と地方がどう行政を分け合いか、それに応じてどう財源を分け合かが根本の問題であります。国、地方の行政再配分を行なうことは、市町村合併のほぼ完成した現在、政府の責任であります。池田総理はこれに対して、根本的な対策を立ててどうして実現しようかと考えておられるのか、この点についての御意見を聞きたいのであります。

第三にお尋ねしたいのは、住民税の改正についてであります。

住民税の課税方式は、従来第二方式本文及びただし書きに統一されまして、本文及びただし書きを比べると、同一程度の所得者が、他と比較して二倍、三倍の住民税を払わなければならないのであります。また、所得税の免税されている人たちが納税義務者に加えられるのであります。都市でとられておりますところの第一課税方式から改正の本文方式に移れば、金額には大した変更はありません。しかし、所得税の減税で所得割を納めなくて済む人が納税をしなければならなくなるのであります。

す。それに本文を採用していた市でも、六七%が準拠税率以上の税をかけたのであります。結局、財政力の均衡とか必要財源の確保などが解決されないで行なわれる第二課税への統一というものは、結果的に増税になりはしないかと思うが、自治大臣はこれをどう考えているか、お尋ねをしたいと思います。

政府与党は、大衆性の強い飲食店、旅館の宿泊飲食の免税点を引き上げることと決定して、減税を予定していただいております。ところが、昨年総選挙に三千万円のカンパや公認料を送ったといわれる業者の組合から、食い逃げだと騒がれて、料理屋政治で関係の深い議員の運動もあって、税率の一律一割、八百円基礎控除が主張されました。これを実施すれば約百六十億の減税で、三分の二以上の税収を失うこととなります。高級料理飲食の課税を大衆飲食の軽減に便乗して実施しよるとしたのは、昭和三十三年に若者の花代を三〇%から一五%に引き下げた故知にならぬもので、言語道断といわなくてはならないのであります。

国の減税がされて、所得税より住民税の方が二倍、三倍にもなったり、住民税だけが課税される人の数も多くなります。所得があるというだけで均等割だけを納めている人たちが日本には千二百万もあるのであります。住民税は現在でも六割が国税失格者ですから、その低所得層への依存性は一そう強くなるのであります。今後、税の過重感や住民税にシワ寄せをされ、地方団体はこの減税競争に直面されるのであります。これでは、国だけが減税でよい顔をし、国の減税だけが宣伝をされ、その裏側で地方税の増収が行なわれるというのが実態であるのであります。(拍手)大蔵大臣、自治大臣は、住民税の減税についてどのように考えておられるか、今後一定の所得を区

切つて均等割を免除するとか、あるいは所得税で認められた白色専従者控除を住民税にも適用すべきだと思われけれども、自治大臣の見解をお伺いしたいのであります。第四に、不明朗な遊興飲食税の改正についてお尋ねをしたいと思います。

自治省の昭和三十二年の調査で、税外負担のおもなものは教育費、土木費、消防費等であり、教育費は、中学校、高校の増築増設が目前にあるのであります。高校では、増築にあたって地元市町村とPTA負担は三分の一か二分の一であります。その上に立てかえ払いということも行なわれているのであります。あの年の本年の施設費八億円の中で、一億二千万円が三年据え置き三年償還の立てかえ払いで、父兄の負担であります。本年、工業高校に対する施設の国庫補助は三分の一で、一校八百万円くらいですが、工業高校は一校施設設備で四億もかかるのですから、これでは

切つて均等割を免除するとか、あるいは所得税で認められた白色専従者控除を住民税にも適用すべきだと思われけれども、自治大臣の見解をお伺いしたいのであります。第四に、不明朗な遊興飲食税の改正についてお尋ねをしたいと思います。

の予算や法律を私するものだといいわなくてはなりません。(拍手)そこで、私は自治大臣にお尋ねをしたいと思います。これは基礎控除、税率一本化ということは、昭和三十七年に取り入れられるという含みがあると言われるが、それは事実であるのかどうか。外人客の非課税をなぜ昭和三十七年三月三十一日まで延ばしたのか。なお、自治大臣が原案推進にはなはだ消極的で、これが遅延の一因だといわれるが、所管大臣としての責任を感じておられないのかどうか、お聞きをしたいと思います。

最後に、税外負担の問題についてお尋ねをしたいと思います。

自治省の昭和三十二年の調査で、税外負担は三百十六億であります。しかし、これは年々増加しているものであります。税外負担のおもなものは教育費、土木費、消防費等であり、教育費は、中学校、高校の増築増設が目前にあるのであります。高校では、増築にあたって地元市町村とPTA負担は三分の一か二分の一であります。その上に立てかえ払いということも行なわれているのであります。あの年の本年の施設費八億円の中で、一億二千万円が三年据え置き三年償還の立てかえ払いで、父兄の負担であります。本年、工業高校に対する施設の国庫補助は三分の一で、一校八百万円くらいですが、工業高校は一校施設設備で四億もかかるのですから、これでは

どうにもなりません。中学校の家庭技術科の設備は、国が十五万、市町村の負担を合わせて三十万円ですが、最低百八十万は必要なのであります。これもまた市町村、父兄の負担です。これでは国税地方税は減税されても、実質的には国民の負担は増加することになります。自治大臣、文部大臣にお尋ねをしたいと思います。昨年地方財政法の一部が改正され、市町村の職員給与、小中学校の建物の維持修繕の経費について、本年から住民負担を禁止したのであります。中には、市町村にPTAが金を寄付してこれを形式化せよとしたり、法律で定めていても実行はむずかしいという市町村当局もあると聞いていますが、これについて、実行するに必要な財源を用意して、完全に実施をさせる決意と用意があるのか、また、具体的に父兄負担を一体どう軽減するのか、お尋ねをしたいと思います。

以上、質問について、関係大臣から、率直かつ誠意ある答弁を要求して、質問を終わります。(拍手)

「国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

租税制度の改正は、国民の利害休戚に影響がございます。ことに地方税におきましては、多数の納税者のことを考え、また、各方面からの検討を加える必要上、今回の提案がおくれたこと、私は遺憾に存じます。今後十分こういう点は早急に取り扱うようにしたいと思います。しかし、おくれまして、地方事務の進捗には大した支障はないと考えております。

御質問の第二の、地方税の軽減でございますが、お話の通り、国税にならうって相当軽減したいのでございませぬが、地方の財政状況は必ずしも確立いたしておりませぬ。ことに、行政水準の向上は、お話のごとく、われわれは十分はかっていかなければならない。従いまして、私は、将来において、経済の発展に伴って、地方税におきましては大幅な減税をいたしたいのでございませぬが、地方の財政状況を勘案して、適当な措置を講じておる次第でございます。

第三の、租税の国と地方、あるいは地方間における配分の問題につきましては、行政の実態を勘案し、また、地方制度調査会、あるいは租税制度調査

会等の答申を受けまして善処いたした
いと考えております。(拍手)

〔国務大臣安井謙君登壇、拍手〕

○国務大臣(安井謙君) お答え申し上げ
ますが、地方税法改正案の提出がお
くれました理由につきましては、ただ
いま總理のお話のありました通り、非
常に地方税の税種目は、複雑かつ住民
の直接の利益と非常に関係が深いとい
うような点から、検討に時間を要しま
した。予算の御審議等に非常に御迷惑
をかけた点は、今後大いに気をつ
けたいと存じております。しかし、幸
いにいたしまして、財政計画も予算の
御審議にはどうにか間に合うように提
出はいたしましたわけでございます。

なお、減税は、この地方の税配分、
財源配分、あるいは行政事務の配分に
つきましても、今後十分検討を要する
ことは御説の通りでございます。御
承知の通りに、ただいまでも、地方の
固有の財源の率は、いわゆる基準財政
需要額に対して四〇〇程度しか持た
っておりません。従いまして、国に對して
はむしろ低いのでありますが、これは
地方の自治体の実態から申しまして、
これを急激に高めるといふことも、こ
れは実情困難な面も多分にあると存じ
ますが、さらに配分を適正化すること
は必要でございます。税制調査会あ
るいは地方行政制度調査会、こうい
つたもの答申が本年中には出る予定に
なっております。この答申を十分に尊

重いたしました善処をいたす予定でござ
います。

なお、この減税の内容につきまして
は、先ほど申し上げましたように、減
税額は三百一億に減税分だけから申し
ますと相なります。主としてこの伸び
率の高い面について減税をはかってお
りまして、大体住民税で百億、事業税
関係で百十六億、それが三分の二以上
を占めております。あと電気ガス税、
遊興飲食税等の大衆減税に向けておる
次第であります。

次に、課税方式を変えて住民税の負
担が多くなるといふ御質問ござ
います。これも従来五種類ありま
した課税方式を単純化して簡素化する
という目的と、国税のいわゆる改正の
影響力を遮断をいたしまして、住民税
の性格が、なるべく広く浅く多くの住
民からいただくということが住民税の
性格から必要であらうと思いまし
て、いわゆる所得税の軽減の影響も直
接受けまいという方式に変えたわけ
でございます。これによって個々の住
民税の徴収額が従来より増額すること
は絶対ないようになり、逆算をいたしまし
てそれぞれ標準税率を定め、今後十分
な行政指導をやるつもりでおります。

る方面については配慮をいたしており
ます。

遊興飲食税についていろいろお話が
ございましたが、名称を変更いたしま
したのは、飲食とか宿泊とかといった
ものの課税に、すべて「遊興」がつくの
は、名称として妥当でないということ
から名称を変更いたしましたわけであり
ます。なお、遊興飲食税そのものは、外
国の事例その他から見ましても、相当
異例の税制であることは間違いないの
でありまして、これは今後とも十分検
討すべきものであるとわれわれは心
得ております。外人の登録旅館の課税
につきましても、これは非課税措置を
やめるといふ方針で一応臨みました
が、実際は、半年、一年と予約等の契
約があることもございまして、実務
上、直ちに執行することは困難である
という結論から、これを一年延期とい
うことにしたわけでありまして。

なお、税外負担につきましては、三
十五年度におきまして、九十億のこれ
の排除のための財政措置をいたしたわ
けであります。根本的には、何と申し
ましても、市町村の財政を強化するこ
とが、一番必要でございます。こ
とには幸いにいたしまして、自然増収
あるいは交付税の相当な増額もござい
ますが、この投資的な経費あるいは行
政的な経費につきましても、基準財政需
要額の増額をはかり、中小学校あるい
は消防、そういった地方団体に非常に

密接な関係のある財政需要額をふやし
て参っておりますので、この税外負担
は、行政措置と相持ちまして、漸次縮
減していくという方針であります。

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍
手〕

○国務大臣(水田三喜男君) 現行の地
方税制度は、御承知のように、昭和二
十五年シャウプ勧告に基づいて作られ
た税制を基礎としておるものでござ
います。その後、国税の改正があるた
びに、それに伴って少しずつ手直し
的な改正を行なうという程度で今日に
及んでおるのでございますので、た
だいまの地方財政の実態とか、あるい
は国民負担の状況というふうなものか
ら見まして、いろいろ御指摘の住民税
そのほかの御意見がございましたが、
それよりも、やはりここで、国と地方
を通ずる税源の配分、こういふような
問題について、根本的な検討を加える
時期に私は達していると思えます。
従って、ただいま調査会にも諮問いた
しておりますし、今審議のちよと途
中でございますので、この答申を待つ
てから、体系的な改正をしたいとい
うので、私もやっておりますので、
その改正の際に、御質問のようなかま
かいろいろ問題が、合理的に解決
したいと思っております。

第一は、昨年、地方財政法の一部改
正に伴って、教職員給与費その他を
住民負担にはいけなかったのだ
が、それは十分実施する措置を講じて
おるかという点だったと存じます。政
府は、父兄負担の軽減をはかるため
に、御指摘の通り、昨年、地方財政法
の一部改正法に基づいて、公立中学校
の給食調理員、学校図書館事務補佐員
等の人件費及び学校の建物の維持修繕
費を、父兄に転嫁することを禁止する
措置をとりまして同時に、昭和三五
年度におきましては、地方財政計画に
おいて約六十四億圓、地方交付税にお
いて約三十四億圓の軽減措置を行な
つたのでございます。また、さらに本年
度は、地方交付税において約三十九億
圓の軽減措置を行なっておりますので
ございます。また、都道府県教育委員会
の措置を周知徹底させるというふうな
ことを通じまして、御質問の趣旨にこ
たえたいと存じておる次第でございま
す。

〔国務大臣荒木萬壽夫君) お答え申
上げます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君)

第二は、高校急増対策について万全
を期しておるかどうかという意味のお

尋ねてあつたと存じます。高校生の急増の対策につきましては、高等学校の新設、工業課程の増設、ある程度やむを得ず一時的なすし詰め等の方法によりまして、三十六年度から前向きに、三十七年度とあわせまして、十分に初期の目的を達したいと心がけておる次第でございます。なお本年度は、さしあたり工業高校の入学定員を約一万名増加することによりまして、特別教室及び一般教室の新増設に対する財政措置を講じております。また、工業教員確保のために、臨時工業教員養成所を設置することといたして、初任給調整手当の支給等も、その待遇改善をはかるために実施したいと思っております。三十七年度以降の計画につきましては、各都道府県の実情を十分考慮しまして、工業高校を中心に、普通科高校等につきましても、必要な財政措置を講ずるよう努力したいと存じます。

第三番目に、文教関係の補助金が十分でないから、抜本的な考慮をしたらどうかというお尋ねだったと思ひますが、文教関係の補助は、御承知の通り、義務教育関係では原則として二分の一、その他が三分の一という見当の補助をいたして参っておりますが、これは、あながち、ほかの行政関係の補助率等に比べて不当だとも考えられないのでございます。また、それにいたしましたも、父兄負担が現にござ

いますので、年間推定二百数十億に上ると考えられますが、これは年々歳々あらゆる努力を積み重ねまして、要すれば、今後四年以内にはゼロにしたいという考え方のもとに、従来もやって参りましたが、さらに努力を続けたいと存じている次第でございます。

(拍手)

○副議長(平井太郎君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(平井太郎君) 日程第二、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。内閣委員理事小幡治和君。

審査報告書

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

右全会一致をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書添えて、報告する。

昭和三十六年四月六日

内閣委員 小幡 治和
代理理事 小幡 治和
参議院議長 松野鶴平殿

附則中「昭和三十六年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、内外における御交際の経費、皇太子殿下の御結婚、親王殿下の御誕生等に伴う諸経費の増加、又皇族の御活動状況及び経済情勢の変化に伴う諸経費の増加のため、内廷費及び皇族費の定額を改定しようとするものであつて、適当な措置と認めらる。

なお委員会は別紙のごとき修正を加えた。

二、費用

本法施行に伴う増額費は、内廷費八百万円、皇族費五百四十万円、合計一千三百四十万円であつて昭和三十六年度予算に計上されている。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年二月二十八日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「五千万円」を「五千八百万円」に改める。

第八条中「三百万円」を「四百二十万円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

「小幡治和君登壇、拍手」

○小幡治和君 ただいま議題となりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、この法律案の改正の要点を申し上げますと、内廷費及び皇族費の定額は、皇室経済法施行法第七条及び第八条の規定によりまして、現在、内廷費は五千万円、皇族費は三百万円となつておりますが、今回これを改正いたしました。この内廷費の定額を五千八百万円、皇族費の定額を四百二十万円に増額しようとするものであります。

内閣委員会は、前後四回委員会を開き、藤枝総理府総務長官、宇佐美宮内庁長官、瓜生次長等の出席を求めまして、本法律案の審議に当たりました。が、なおこの間、皇族、赤坂御用地、常盤松御用邸、高輪南町御用邸及び下総御料牧場の五カ所の皇室用財産の現状

を調査いたしました。委員会の審議において問題となつたおもな点を申し上げますと、内廷費及び皇族費の改正の理由、皇室用財産の現状とその使用管理の状況、内廷費、宮廷費、宮内庁費の使用区分、皇居造営の現状、内廷費の経理及び運用の状況、下総御料牧場の経営管理の現状と、この御料牧場の皇室用財産として維持経営する必要な理由、高輪南町御用邸の使用の現状、皇居東地区の開放と開放後の措置、皇室用財産のうち、今日皇室であまり利用されていないものは、これを解除し、国民のために開放すべきではないかとの点に関する宮内庁当局の所見等の諸点でありまして、その質疑応答の詳細は委員会會議録に譲りたいと存じます。

昨日の委員会において質疑を終わりましたところ、自由民主党を代表して村上委員より、本法律案の附則中「昭和三十六年四月一日から施行する。」とあるのを「公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。」に改める旨の修正案が提出せられ、修正部分を除く原案に賛成する旨の発言がありました。

討論を終わります。村上委員提出の修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもって可決せられ、次いで、修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決せられました。

よつて本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(平井太郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(平井太郎君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十分散会

出席者は左の通り。

副議長 平井 太郎君

議員

- 杉山 昌作君 村山 道雄君
- 谷口 慶吉君 小平 芳平君
- 田中 清一君 櫻井 志郎君
- 加賀山之雄君 大泉 寛三君
- 大竹平八郎君 鈴木 恭一君
- 白井 勇君 佐藤 芳男君
- 奥 むめお君 常岡 一郎君
- 竹中 恒夫君 三木與吉郎君
- 苦米地英俊君 田中 啓一君

- 山本 米治君 市川 房枝君
- 堀 末治君 藤野 繁雄君
- 村上 護一君 大谷 豊潤君
- 北條 篤八君 千田 正君
- 太田 正孝君 笹森 順造君
- 野上 進君 山本 杉君
- 米田 正文君 島島徳次郎君
- 北畠 教真君 徳永 正利君
- 手島 栄君 鍋島 直紹君
- 石谷 憲男君 増原 恵吉君
- 山本 利壽君 小幡 治和君
- 佐野 廣君 後藤 義隆君
- 最上 英子君 岩沢 忠恭君
- 武藤 常介君 野本 品吉君
- 小柳 牧衛君 宮澤 喜一君
- 杉浦 武雄君 紅露 みつ君
- 木内 四郎君 斎藤 昇君
- 吉武 恵市君 永野 護君
- 下條 康磨君 小林 英三君
- 寺尾 豊君 野村吉三郎君
- 大野木次郎君 田中 茂穂君
- 柴田 栄君 江藤 智君
- 西田 信一君 林田 正治君
- 村上 春蔵君 植垣弥一郎君
- 青田源太郎君 安部 清美君
- 堀本 宜実君 松村 秀逸君
- 松野 孝一君 井川 伊平君
- 堀見 俊二君 上林 忠次君
- 梶原 茂嘉君 高橋 衛君

- 高野 一夫君 横山 フク君
- 平島 敏夫君 大谷 賛雄君
- 青柳 秀夫君 井上 清一君
- 加藤 武徳君 高橋進太郎君
- 小沢久太郎君 古池 信三君
- 秋山俊一郎君 重宗 雄三君
- 堀木 鎌三君 郡 祐一君
- 木村篤太郎君 豊瀬 慎一君
- 千葉千代世君 山本伊三郎君
- 小柳 勇君 鶴園 哲夫君
- 横川 正市君 鈴木 強君
- 坂本 昭君 大川 光三君
- 岡村文四郎君 松永 忠二君
- 大河原一次君 亀田 得治君
- 阿具根 登君 大和 与一君
- 西川甚五郎君 下村 定君
- 中田 吉雄君 小酒井 義男
- 高田なほ子君 光村 甚助君
- 湯澤三千男君 植竹 春彦君
- 加藤シヅエ君 吉田 法晴君
- 千葉 信君 岩間 正男君
- 米田 勲君 森中 守義君
- 北村 暢君 安田 敏雄君
- 田上 松衛君 木下 友敬君
- 久保 等君 永岡 光治君
- 片岡 文重君 向井 長年君
- 戸叶 武君 椿 繁夫君
- 矢嶋 三義君 天田 勝正君
- 東 隆君 松浦 清一君

岡 三郎君 田中 一君
 村尾 重雄君 近藤 信一君
 羽生 三七君 内村 清次君
 山田 節男君 赤松 常子君
 棚橋 小虎君

内閣総理大臣 池田 勇人君
 大蔵大臣 水田三喜男君
 文部大臣 荒木萬壽夫君
 自治大臣 安井 謙君
 政府委員
 法制局長官 林 修三君
 総理府総務長官 藤枝 泉介君

〔第十七号参照〕
 審査報告書
 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案
 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十日
 建設委員長 船浦 鹿蔵
 参議院議長松野鶴平殿
 要領書

一、委員会の決定の理由
 この法律案は、道路を緊急に整備して経済基盤の強化に寄与する

ため、新たに昭和三十六年度を初年度とする道路整備五カ年計画及び昭和三十六年度以降毎五ヶ年を各一期とする積雪寒冷特別地域道路交通確保五ヶ年計画を定める等、道路の整備に關し必要な措置を講じようとするものであつて、適当な措置であると認める。

二、費用
 この法律施行のため、道路整備五ヶ年計画の全事業費として総額二兆一千億円を必要とし、昭和三十六年度においては、国費として一千四百九十八億八千九百万円が予算に計上されている。

審査報告書
 公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるとの件
 右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十日
 建設委員長 船浦 鹿蔵
 参議院議長松野鶴平殿
 要領書

一、委員会の決定の理由
 本件は、公営住宅法第六條第二項の規定により、政府が作成した

昭和三十六年四月七日 参議院會議録第二十号 皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

昭和三十六年度を初年度とする公営住宅建設三箇年計画について、同条第三項の規定に基づき、承認を求めようとするものであるが、公営住宅の建設に併せて共同施設を建設するとともに、公営住宅の大半を不燃堅ろう材構造とし、建設の立体化と規模の引上げを図り、第一種六万六千戸、第二種十萬五千戸を建設しようとする内容については、おおむね、妥当なものであると認める。

二、費用
この計画の実施のため、昭和三十六年度において国費百三十三億六千九百万円を必要とし、三箇年計画総額として同じく約四百七十七億六千万円を要する見込である。

審査報告書
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十日
地方行政 増原 恵吉
委員長
参議院議長松野鶴平殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、市町村職員共済組合が短期給付に準ずる附加給付を行なうことができるようにするとともに、その組合員等の分べんに関する給付の給付額を引き上げる等の措置を講じようとするものであつて、妥当なものと認められる。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十日
地方行政 増原 恵吉
委員長
参議院議長松野鶴平殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、水難、山岳における遭難、交通事故その他の変事に際し、自らの危険をかえりみず、

職務によらないで人命の救助に当たつたため災害を受けた者に対しても、災害給付を行なうことができるとするとともに、打切給付の制度を廃止すること等を主な内容とするもので、妥当なものと認められる。

二、費用
本法施行に要する経費は、約三百万円の見込みであるが、補助金約百五十万円は、昭和三十六年度一般会計予算のうちでまかなえない。

審査報告書
郵便貯金法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十日
通信委員長 鈴木 恭一
参議院議長松野鶴平殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、定額郵便貯金制度を新たに設け、預金者の利便を図り、あわせて、金利水準の低下に

伴い郵便貯金の利率を引き下げようとするもの等であり妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十日
通信委員長 鈴木 恭一
参議院議長松野鶴平殿

要領書
一、委員会の決定の理由
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用の範囲を拡張して、簡易生命保険事業及び郵便年金事業の経営を健全にしよとするものであり妥当な措置と認める。

なお、本委員会においては、別紙の通り附帯決議を委員会の決議とすることを決定した。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
簡易生命保険及び郵便年金の特質及び事業の現況に鑑みその積立金の運用に関しては、政府は、さらに一層運用利廻りの向上を図るとともに、保険及び年金加入者たる国民の利益を増進するためその運用方針の改善並びに運用範囲の拡大につき必要なる措置を講ずべきである。

右決議する。

審査報告書
揮発油税法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十日
大蔵委員長 大竹平八郎
参議院議長松野鶴平殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和三十六年度税制改正の一環として、最近における揮発油の消費状況及び道路整備

財源の確保の緊急性にかんがみ、

揮発油税の税率を引き上げようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十六年度増収見込額は百五十三億七千九百万円である。

審査報告書

地方道路税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十日

大蔵委員長 大竹平八郎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十六年度税制改正の一環として、最近における揮発油の消費状況及び道路整備のための地方財源確保の緊急性にかんがみ、地方道路税の税率を引き上げようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十六年度増収見込額は二十六億五千百万円である。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十日

文教委員長 平林 剛

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は、昭和三十六年度における国立大学の学部の新設、国立短期大学の新設及び廃止並びに国立大学附置の研究施設の新設について規定するとともに、国立短期大学附置の国立学校を設置することができること等を規定しようとするもので、おおむね適当な措置と認められた。

二、費用

本法施行のため必要とする経費約六億三千万円が昭和三十六年度予算に計上されている。

審査報告書

所得税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十一日

大蔵委員長 大竹平八郎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における租税負担の状況にかんがみ、配偶者控除の創設、扶養控除及び給与所得控除の引上げ、専従者控除の拡充、並びに税率の緩和によりその負担を軽減するとともに、事業譲渡に類似する有価証券の譲渡による所得を非課税の対象外とする等税制の合理化を図り、その他所要の規定の整備をしようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う租税減収見込額は、初年度、平年度共に約六百三十億円である。

審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十一日

大蔵委員長 大竹平八郎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、同族会社の留保所得に対する課税の合理化を図り、あわせて中小法人の租税負担の軽減に資するため、その課税方式を改めようとする等の措置を講じようとするものであつて、適当なものと認める。

二、費用

本法施行に伴う租税減収見込額は、初年度約二十七億円、平年度約四十二億円である。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十一日

大蔵委員長 大竹平八郎

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、法人の所得のうち配当等に充てた部分に対する法人税を軽減するとともに株主の受ける配当に対する配当控除等についてこれに対応する調整を加え、重要な機械設備等についての特別償却制度の改善合理化を図り、輸出所得控除制度及び交際費の損金不算入制度について所要の調整と簡素合理化を図るとともに、その他利子所得の分離課税措置等の適用期間を延長しようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う租税増収見込額は、初年度約二十一億円である。

審査報告書

物品税法等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十一日

大蔵委員長 大竹平八郎
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十六年度税制改正の一環として、最近における乗用自動車及び映画用カラーフィルムを生産及び取引の状況等にかんがみ、乗用自動車の税率の適用区分を改めるとともに、映画用カラーフィルムに対する軽減税率の適用期間をさらに一年間延長し、よりとするもので、適当なものと認める。

二、費用

本法施行のために、別に費用を要しないが、昭和三十六年度徴収見込額は四億二百万円である。

審査報告書

郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十一日

大蔵委員長 大竹平八郎
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵便貯金特別会計に対する一般会計又は資金運用部特別会計からの繰入れに関する暫定的措置を廃止するとともに、既にこれらの会計から郵便貯金特別会計に繰入れた金額(四百九十三億六千六百八十八万三千三百三十五円)の返済義務を免除し、あわせて同会計に関する規定を整備し、よりとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十一日

大蔵委員長 大竹平八郎
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政府が琉球政府の模範農場に対し、農業技術の改良及び普及を図るために必要な物品を譲与できることとするとともに、政府及び日本電信電話公社が沖縄電信電話公社に対し、電気通信設備の改善を援助するため必要な施設を譲与できることとし、よりとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため別に費用を要しないが、昭和三十六年度一般会計予算には、模範農場に対する援助のために必要な経費二千六十七万四千円が計上されており、また電気通信施設の援助のため二箇年間一億八千九百九十二万二千円の国庫債務負担行為ができることとし、昭和三十六年度分として九千八百四十万七千円が計上されている。なお日本電信電話公社は一億三千

六百万円の機器を提供することとなる。

審査報告書

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十一日

内閣委員長 吉江 勝保
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本省の附属機関の海技専門学院及び高浜海員学校の名称をそれぞれ海技大学校及び清水海員学校と改め、自動車審議会の新設期間を一年間延長し昭和三十七年三月三十一日までとする外、臨時に伊勢湾港建設部を新設しよりとするもの等であつて、その措置はおおむね妥当と認められる。

二、費用

本法律案に伴う費用は約三千二百二十五万六千円であつて、昭和三十六年度予算に計上されている。

審査報告書

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十一日

内閣委員長 吉江 勝保
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本省の附属機関として、産業構造調査会産炭地域振興審議会及び石炭鉱害対策審議会を新設するとともに、顧問会議を廃止し、通商局、企業局の所掌事務を改正しよりとするもの等であつて、その措置はおおむね妥当と認められる。

二、費用

本法律案に伴う費用は、約一千二百四十三万円であつて、昭和三十六年度予算に計上されている。

審査報告書

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十一日

商工委員長 劍木 亨弘

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、機械工業の急速な発展を目的とし、かつ、貿易の自由化等に備えてその合理化及び近代化を図るため、(一)本法の対象となる特定機械の範囲の拡大、(二)振興基本計画の内容の拡充、(三)指示カルテル事項の追加(共同施設の利用)、(四)規格統一に関する特定条件下の当該アウトサイダーに対する制限命令、(五)合理化のための合併等事業共同化を推進するための課税の減免、(六)本法有効期間の五年延長等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認めらる。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十一日

商工委員長 劍木 亨弘

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子力の研究、開発及び利用の進展にかんがみ、(一)国際規制物資の使用等に関し必要な規制を行ない、(二)臨界実験装置についての規制を強化し、(三)原子炉施設については定期検査、核燃料物質の使用施設については施設検査及び保安規定に関する規定を設け、(四)検査に関する事務に従事する原子力施設検査官を置くこととする等の改正を行なうとするものであつて、原子炉運転及び核燃料物質使用の際の安全性の確保のため、適当な措置と認めらる。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十一日

農林水産 藤野 繁雄

委員長

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農林漁業金融公庫に対する政府からの出資金を増額し、公庫の業務に、新たに、林業経営の維持又は改善に必要な資金並びに乳業者に対する牛乳の処理及び乳製品の製造に必要な施設を改良・造成又は取得するため必要な特定の資金の貸付けを加え、理事一名を増員する等の改正を行なうとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

二、費用

本法の施行に関し、政府の増資は八十九億円であつて、その中、九億円は一般会計から、八十億円

は産業投資特別会計から出資することとし、それぞれ昭和三十六年度予算に計上され、なお、新たに追加される業務のための資金は、昭和三十六年度農林漁業金融公庫貸付契約計画において、林業関係は、伐採調整関係と併せて二十五億円が予定され、乳業関係は、予備金の中から貸付けられる見込みである。

附帯決議

政府は、すみやかに、次の事項の実現に努むべきである。

一、自作農維持創設資金の貸付限度額を拡大し、その金利を引き下げること。

二、沿岸漁家の漁業経営の維持又は改善に必要な長期かつ低利な資金の貸付に関する制度を確立すること。

審査報告書

農業協同組合併助成法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年三月三十一日

農林水産 藤野 繁雄

委員長

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業協同組合の合併を促進し、農民の協同組織の健全な発展に資するため、農業協同組合が合併経営計画をたて、都道府県知事の認定を受け、これに従つて合併する場合に、合併に係る農業協同組合の事業経営を、適正かつ能率的なものにするため必要な助成措置を講ずることとしようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

二、費用

本法施行のための経費として、約六千四百万円が、昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

昭和三十六年四月七日 参議院會議録第二十号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円

(目上良質紙に于て)
(製本費別)

發行所 東京新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一号